

セキュリティ・インフォメーション・ディレクトリ契約約款 平成26年11月7日改定版と平成30年8月31日改定版の変更点

No.	条項番号	変更内容	旧条項 (平成26年11月7日改定版)	新条項 (平成30年8月31日改定版)
1	第1条 (約款の適用)	内容の修正を行いました	株式会社ソフテック(以下「当社」といいます)は、このセキュリティ・インフォメーション・ディレクトリ契約約款(以下「本約款」といいます)を定め、これによりセキュリティ・インフォメーション・ディレクトリ・サービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。	セキュリティ・インフォメーション・ディレクトリ契約約款(以下「本約款」といいます)は、株式会社ソフテック(以下「当社」といいます)が提供するセキュリティ・インフォメーション・ディレクトリ・サービス(以下「本サービス」といいます)を契約者が利用する場合に適用されます。
2	第3条 (約款の変更)1	変更後の約款への同意の追加を行いました	1 当社は、本約款を変更することがあります。本約款が変更された後の本サービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。	当社は、本約款を変更することがあります。契約者が、第11条(契約期間)に従い契約期間の更新を行った場合は、契約者は変更後の約款の内容に同意したものとします。
3	第5条 (本サービスの内容)3	サービスの担保条件の追加を行いました	(追加)	3 オンラインによる本サービスを、第8条(提供サービスの中断)の内容の場合を除き、1日24時間、週7日提供する商業上合理的な努力を行います。
4	第3条 (約款の変更)2	変更後の内容への同意は、契約時もしくは契約更新時としたため、契約途中での変更の通知は削除しました	2 本約款を変更する際、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について第9章第32条(通知)に基づき通知します。	(削除)
5	第6条 (本サービス内容の変更)	サービス内容変更の迅速性を高めるため事前の通知を削除しました。また、料金変更は、第13条にまとめました	当社は、本サービスの仕様、利用料金等を含む本サービスの内容を変更することができるものとします。利用料金の変更については変更効力発生日の30日前までに、当社から契約者へ第9章第32条(通知)に基づき通知することとします。但し、緊急でやむを得ない場合はこの限りではないものとし、利用料金の増額変更については、以下の事由に基づき相当な範囲内で行うものとします。 (1) 物価の上昇・経済情勢の変動等により、現行の利用料金が不相当となったとき (2) 本サービスの内容または本サービスの機能等が拡充もしくは追加されたとき (3) 本サービスの技術上、運営上、その他事情により、利用料金の増額についてやむを得ない合理的な理由があるとき	当社は、本サービスの内容を将来変更、追加、削除することがあります。

6	第7条（本サービスの対象外の事項）	内容の明確化を行いました	(5) 停電、火災、地震、労働争議等の 契約者または当社のいずれの責にも帰しがたい事由に起因する本サービスの中断、およびその障害からの復旧	(5) 天災地変、戦争、暴動、内乱、その他不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキなどの労働争議、輸送機関の事故、仕入先の債務不履行、その他 契約者または当社のいずれの責にも帰しがたい事由に起因する本サービスの中断、およびその障害からの復旧
7	第8条（提供サービスの中断）	内容の明確化を行いました	(5) 天災、事変その他の非常事態が発生したとき	(5) 天災地変、戦争、暴動、内乱、その他不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキなどの労働争議、輸送機関の事故、仕入先の債務不履行、その他の非常事態が発生したとき
8	第9条（本サービスの申込）	同意の明確化を行いました	本サービスの申込をするときは、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の利用申込書（以下「申込書」といいます）または電子メールを提出するものとします。当社は、これらをWebサイト、または電子メールで提供することがあります。	申込者は、本サービスの申込をするときは、本約款の内容を承諾し同意の上、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の利用申込書（以下「申込書」といいます）または電子メールを提出するものとします。当社は、これらをWebサイト、または電子メールで提供することがあります。
9	（第13条（料金等））	料金規定の明確化を行いました	（追加）	1 本サービス利用に関する料金および手数料の額は、当社が別途定めるものとします。 2 当社は、本サービスの利用に関する料金および手数料の額を改定することがあります。改定後の料金および手数料は、契約者が、第11条（契約期間）に従い更新を行った後の契約期間に適用され、契約期間を遡って適用されません。
10	第15条（料金の減額）	第25条（サービスに関する障害）や第31条（損害賠償）3項との重複のため、それらに統合し削除しました	1 当社は、天災、事変その他当社の責に帰さない事由により、当社が第2章第5条（本サービスの内容）に定めるサービスの提供ができなかった場合、利用料金の減額は行わないものとします。 2 当社は、当社の責に帰すべき理由により、当社が第2章第5条（本サービスの内容）に定めるサービスの提供が一時的にできなかった場合、利用料金の減額は行わないものとします。	（削除）
11	第17条（提供サービスの停止）	事前通知日数の削除を行いました	2 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、契約者に対し停止する 30日前までにその理由および期間を通知します。	2 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、契約者に対しその理由を通知します。

12	第29条（秘密保持）	秘密情報を明確化し、保管管理についても規定を追加しました。また、当社のサポートのための利用を追加しました	1 契約者および当社は、本サービスの利用により知り得た相手方の販売上、技術上またはその他の業務上の秘密（本契約の内容、本サービスのドキュメント内容、当社より提供されたセキュリティ情報、契約者が入力した情報等を含む）を本サービス利用のためにのみ使用するものとし、相手方の承諾なしに第三者に公表し又漏洩しないものとします。但し、事前に相手方から同意を得た場合もしくは法令の規定にもとづき開示を求められた場合は、相手方に書面で通知の上、開示することができるものとします。	1 契約者および当社は、それぞれ相手方から秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報（以下、「秘密情報」という）の秘密を保持し、本サービスの利用のために（また当社においては本サービスの運営、開発等、サポートのために）知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、契約者および当社は、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料（E-mail等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という）を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとします。但し、事前に相手方から同意を得た場合もしくは法令の規定にもとづき開示を求められた場合は、相手方に書面で通知の上、開示することができるものとします。
13	第30条（免責事項）1	「適合性、完全性、最新性、真実性」の追加を行いました	1 本サービスにおける当社が提供するユーティリティ、セキュリティ情報およびその他の情報は、無保証で「As is」（現状のまま）として提供します。本サービスにおける当社が提供するユーティリティ、セキュリティ情報およびその他の情報に基づいた契約者の行為により、いかなる付随・必然の損害が生じた場合でも、当社はその法的債務あるいは法的責任を負うものではありません。また、当社は本サービスにおいて提供するセキュリティ情報並びにセキュリティ情報データベースのコンテンツの正確性、完全性および有用性に対し、明示的にも暗黙的にもいかなる保証を行うものではなく、いかなる法的債務あるいは法的責任を負うものではありません。	1 本サービスにおける当社が提供するユーティリティ、セキュリティ情報およびその他の情報は、無保証で「As is」（現状のまま）として提供します。本サービスにおける当社が提供するユーティリティ、セキュリティ情報およびその他の情報に基づいた契約者の行為により、いかなる付随・必然の損害が生じた場合でも、当社はその法的債務あるいは法的責任を負うものではありません。また、当社は本サービスにおいて提供するセキュリティ情報並びにセキュリティ情報データベースのコンテンツの有用性、適合性、完全性、正確性、安全性、適法性、最新性、真実性等に対し、明示的にも暗黙的にもいかなる保証を行うものではなく、いかなる法的債務あるいは法的責任を負うものではありません。
14	第31条（損害賠償）5	損害の明確化を行いました	5 当社は、本約款に特別の規定がある場合を除き、いかなる場合にも、自己の責に帰することのできない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接的損害、派生的損害、逸失利益並びにデータおよびプログラム等の無物体に生じた損害については、賠償責任を負わないものとします。	5 当社は、本約款に特別の規定がある場合を除き、いかなる場合にも、自己の責に帰することのできない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益または間接的損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益による損害、事業の中断による損害、もしくは事業情報の喪失による損害並びにデータおよびプログラム等の無物体に生じた損害については、賠償責任を負わないものとします。

15	第34条（反社会的勢力の排除）	反社会的勢力の排除の条項の追加を行いました	（追加）	<p>契約者および当社は、相手方に対して、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。</p> <p>(1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます）であること</p> <p>(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用して認められる関係を有すること</p> <p>(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>2 契約者および当社は、相手方に対して、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>3 契約者または当社が前二項に違反した場合、相手方に対して通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本サービスの契約を解除することができるものとします。</p> <p>4 前項に基づく相手方の措置により、相手方に損害が生じた場合、相手方は一切責任を負いません。また、かかる相手方の措置により、相手方に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。</p>
16	第34条（協議）	条番号の修正を行いました	第34条（協議）	第35条（協議）
17	第35条（管轄裁判所）	条番号の修正を行いました	第35条（管轄裁判所）	第36条（管轄裁判所）
18	第36条（準拠法）	条番号の修正を行いました	第36条（準拠法）	第37条（準拠法）